

令和4年度高知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 基礎研修開催要綱

1 目 的

障害福祉サービス等が適切かつ円滑に実施されるよう、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体及び運営主体

高知県、社会福祉法人高知県社会福祉協議会

3 日程、会場及び受講定員

		日 程	会 場	定員
全体講義		令和4年9月26日(月) ～10月3日(月)	オンライン(動画視聴) ※期間内に全ての動画を視聴し、電子申請サービスで振り返りを行ってください。	70名
演習	グループ1	令和4年10月11日(火) 12日(水)	県立ふくし交流プラザ 2階 多目的ホール (高知市朝倉戊375-1)	
	グループ2	令和4年10月26日(水) 27日(木)		

(注1) 全体講義と演習を併せて受講して、研修課程が修了となります。

(注2) 演習のグループ分け等の詳細については、受講決定の通知時にお知らせします。なお、ご希望のグループで受講できない場合がありますので、ご了承ください。

(注3) 新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、延期や開催方法の変更(オンライン)を行う場合があります。

(注4) 研修日程の詳細については、別添の研修日程をご覧ください。

4 受講対象者(次の(1)及び(2)の条件のいずれも満たす者)

対象要件	留意事項
(1) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件である実務経験を満たす者*	※基礎研修については、実務経験を満たす 2年前 から受講が可能です。 ※基礎研修修了後に実務経験を満たす見込みの者は受講できません(演習の最終日までに実務経験を満たす場合は可)。
(2) 次の①または②に該当する者	
① 相談支援従事者「初任者」研修の1日目及び2日目の講義を受講している者	
② 障害者ケアマネジメント従事者研修等(*)を修了し、かつ相談支援従事者「初任者」研修の障害者総合(自立)支援法関連部分の講義(1日間)**を受講している者	

(*)障害者ケアマネジメント従事者研修等

障害者介護等支援専門員養成研修(平成10～12年度)、障害者ケアマネジメント従事者養成研修(平成13～14年度)、
障害者ケアマネジメント従事者養成「新規」研修(平成15～17年度)

(**)相談支援従事者「初任者」研修の障害者総合(自立)支援法関連部分の講義(1日間)

平成18～21年度:2日目の講義、平成22～25年度:1日目の講義

5 受講料 全体講義・演習 3,000円

6 受講申込み

電子申請サービスでお申込みください。

必要書類 ※電子申請サービスで申込む際に添付すること。	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類は、写真や読み込んだPDFデータとして添付すること。 ①から③は、1つのデータにまとめず、それぞれ個別に添付すること。 		
	① 実務経験証明書 (写)	別添様式	実務経験証明書は、押印されているものをデータで添付してください。
	② 資格証明書 (写)		実務経験年数の要件を満たすために必要な資格がある場合。
③ 本要綱4の(2)を受講したことを示す証明書 (写)		※高知県の令和4年度相談支援従事者初任者研修を受講された方につきましては、受講証明書の発行が 令和4年8月8日頃 になりますので、受講証明書が届いてから、本研修の受講申込みを行ってください。	
受講申込先	高知県電子申請サービスで申し込んでください。 URL : https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3535		
申込締切	令和4年9月1日(木) 17時【必着】	必ず期限を遵守してください。期限を超過した場合は受理できません。	
受講決定	受講の可否については、選考のうえ令和4年9月9日(金)までに通知する予定です。		

7 修了認定等

全体講義及び演習を修了した方に対し、高知県知事が修了証書を交付します。

当日、10分以上の遅刻、途中退席及び早退並びに欠席があった場合は、その後の研修受講を認めず、当該事由があった日の受講証明書及び修了証書を交付しません。

研修の進行にあたり、事務局の指示に従わない場合、その後の研修への参加を認めない場合があります。

事前課題(後日送付)及び全体講義の振り返りを指定した日までに電子申請サービスで提出(回答)しない場合は、研修への参加を認めません。

【留意事項】

※基礎研修を修了しても、1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としては配置できません。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として基準省令上の配置が可能となるのは、実践研修の受講後となります。

※実践研修を受講するには、基礎研修を修了してから2年以上の実務経験(2人目のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、または直接処遇)が必要となります。

8 個人情報の取扱い

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了書の発行、討議用小グループ編成にのみ使用し、本人以外の受講者はもとより外部に漏らすことはありません。

なお、受講者間の連携と交流を図るとともに、討議用に編成した小グループを受講者に周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布する場合がありますので、ご了承ください。

9 問い合わせ先

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 事業者担当(担当:宮地・渋谷)
 TEL:088(823)9635/FAX:088(823)9260
 E-Mail:060301@ken.pref.kochi.lg.jp